

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	合志市私立保育所等物価高騰対策支援給付金支給事業	①原油価格や物価高騰により児童等へサービス提供を行う施設等に係る運営経費の増大が生じている状況を踏まえ、不安定な社会情勢下であっても児童等が地域で安心して生活を送るために、市内認可保育施設へ物価高騰等対策支援給付金支給事業を実施し、光熱水費及び燃料費等の高騰分の一部を支拂するための給付金を支給する。 ②総事業費:10,766,000円(補助金) ※県補助基準に基づき、市が同額を上乗せして保育所等へ補助金を交付する。 【事業費内訳】 補助金10,766,000円 【財源内訳】 国(本文付金) 1/2(5,383,000円) 県(熊本県私立保育所等物価高騰対策支援事業補助金(仮称)) 1/2(5,383,000円) ③県の物価高騰対策事業(保育所分)に基づき補助する。 【補助基準及び見込額等】 利用定員19人以下 68,000円/件・口 利用定員20人以上59人以下 226,000円/件・口 利用定員60人以上 408,000円/件・口 【積算式】 68千円×5施設+226千円×1施設+408千円×25施設=10,766千円…① 本文付金の充当額:①×補助率1/2=5,383千円 ④補助対象施設等:市内認可保育施設31施設 補助対象期間:令和6年4月～令和7年3月まで12カ月分	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰に伴う学校給食費等の負担軽減事業	①令和7年度においても、引き続き食品価格等の物価高騰に伴う食料費への影響が、子育て世代において負担になると見込まれる状況を踏まえ、保護者が徴収・負担している学校給食会計(私会計)へ補助金を出すことにより、子育て世帯への負担軽減に寄与する。 ②補助金62,900千円 【令和7年4月分～令和8年3月分】 合計62,900,000円 小学校:419円/食(一人当たり単価)×191回(年間給食回数)×5,063食(食数合計)≒40,519,000円 中学校:483円/食(一人当たり単価)×191回(年間給食回数)×2,429食(食数合計)≒23,381,000円 ④小学校…合志市内の8小学校の学校給食を食べる客体(教職員を除く) 中学校…合志市内の4中学校の学校給食を食べる客体(教職員を除く)	R7.4	R8.3
3	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	物価高騰に伴うLPガス使用世帯支援事業	①ガス・エネルギー・物価高騰の影響を受けているLPガス使用世帯の生活支援を目的として、現金を給付する。重点支援地方交付金の追加交付により、支援期間を延長し追加給付を実施する。 ②総事業費:74,586,000円 【事業費内訳】 補助金:74,586,000円 ③給付金 LPガス使用世帯11,999世帯×5,000円=59,995,000円 事務費 LPガス使用世帯11,999世帯×1,216円≒14,591,000円 ④市内のLPガス使用世帯 11,999世帯 対象期間 R7.4月～R8.3月	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰に伴う学校電気料負担軽減事業(小中学校運営事業)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた公立小中学校が電力価格高騰により教育環境の低下を招かないよう電気料金高騰分を支援する。 ②高用費-光熱水費 ③R3.4～R4.3の電気の使用量、料金を価格高騰前、R7.4～R8.2の電気の使用量、料金を価格高騰後とし、それぞれ1kwh当たりの単価を算定し、その差額を高騰相当分として令和7年度使用電力量見込に乗じる。 R3.4～R4.3 22.86円/kwh、R7.4～R8.2 34.33円/kwh 差額 11.47円/kwh 令和7年度電気使用量見込2,475,977kwh(令和6年度実績) 11.47円×2,475,977 kwh=28,399,456円 ④市内公立小中学校	R7.4	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理事業者燃料高騰支援事業(ふれあい館維持管理事業・老人憩の家維持管理事業)	①令和7年度においても概ねエネルギー価格等の物価高騰に伴い影響を受ける指定管理施設の電気料金について、相当分を指定管理委託料に上乗せし、適正な施設運営を図り、利用者が安全安心に利用できる環境を整える。 ②令和7年度指定管理委託料 ふれあい館 33,057,000円(うち、電気料金分 1,765,661円) 老人憩の家 18,256,000円(うち、電気料金分 614,252円) 合 計 51,313,000円(うち、電気料分 2,379,913円) ③電気料金 R3.4～R4.3の使用量及び料金を価格高騰前、R6.4～R7.2の使用量及び料金を価格高騰後とし、それぞれの1kwh当たりの単価を算定し、その差額を高騰相当分として令和6年度使用量に乗じる。 【ふれあい館】 R3.4～R4.3月 単価 22.09円/kwh 差額 6.14円/kwh…① R6.4～R7.2月 単価 28.23円/kwh 差額 6.14円/kwh…② ①×②=1,765,661円 【老人憩の家】 R3.4～R4.3月 単価 22.68円/kwh 差額 6.19円/kwh…① R6.4～R7.2月 単価 28.87円/kwh 差額 6.19円/kwh…② R6年度使用量 99,233kwh…② ①×②=614,252円 ④対象施設:合志市保健福祉センター「ふれあい館」、合志市老人憩の家	R7.4	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	総合健康センター電気料負担軽減事業	①物価高騰及びエネルギー料金値上げに影響を受ける、健康増進施設の運営について、電気料金の負担を軽減することで、利用料金等の値上げを回避し、利用者へ継続した施設利用を促進し、適切に維持管理することができる。 ②総合健康センター電気料(高圧及び低圧) ③R3.4～R4.3の電気の使用量、料金を価格高騰前、R7.4～R8.3の電気の使用量、料金を価格高騰後とし、それぞれ1kwh当たりの単価を算定し、その差額を高騰相当分として令和7年度使用電力量見込に乗じる。 R3.4～R4.3 29,200,630円÷1,566,630kwh=18.65円/kwh (参考)R6.4～R7.3 41,545,695円÷1,846,813kwh=22.49円/kwh (差額)3.86円/kwh×(令和7年度電気使用量見込)1,883,419kwh=7,269,997円 ④合志市総合健康センター「ユー・バ・レス井上」	R7.4	R8.3